

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年10月22日

市川三郷町代表監査委員 中澤 尚

市川三郷町監査委員 内藤 優



実施箇所	実施年月日
一般会計 特別会計 上水道事業会計	平成27年10月 19日・20日・21日

1. 監査事項  
一般会計・特別会計・上水道事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について
2. 監査対象期間  
平成27年度
3. 監査執行者  
中澤 尚      内藤 優
4. 監査結果  
関係書類を監査した結果、特に指摘事項はなく、概ね適正に処理されていた。

◎気付いた点

時間外勤務に関しては、多くの課題を抱えている。手当の支給と代休の併用であるが、代休を取る困難さも毎年言われている。実働時間について何らかの記録を残しておく必要がある。

課内の席替えや職務分担の工夫で、超過勤務の直接の時間短縮に取り組んでいる報告もあった。仕事への意欲、健康管理の面でなお一層の工夫を期待する。